

医師法第 16 条の 10 の規定に基づく協議について

1 要旨

医師法第 16 条の 10 第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本専門医機構から厚生労働省に提示された 2024 年度専攻医シーリング等について、令和 5 年 7 月 22 日付けで厚生労働省からの意見照会があったため、本県の各プログラムの状況を確認するとともに、本県の医療提供体制の実情を踏まえ、次のとおり意見してはどうか。

医師法（抜粋）

第十六条の十 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県による確認事項

(1) 令和 6 (2024) 年度シーリング案に関する意見

(回答案)

基幹施設がシーリング対象外の都道府県に存在するプログラムにおいては、シーリングを有効に機能させるために、シーリング対象の都道府県に所在する連携施設における研修期間に一定の上限を設けるべきである。

(2) 令和 7 (2025) 年度以降に向けて検討中の子育て支援加算に関する意見

(回答案：意見なし)

(3) その他の意見

(回答案)

- ・ 医師少数県の専攻医数が増加し、地域偏在の解消につながるようシーリング案とするとともに厳格な制度運用を行うこと。また、制度変更（特別連携プログラムの設置）の効果については引き続き調査し、必要に応じて制度変更を検討すること。
- ・ 国において、専門研修制度の見直しをする場合には、全ての専攻医の就業地について経年に亘って追跡調査を行い、実態を十分把握し、これを反映させること。

3 個別のプログラムに関する意見

(1) プログラムの連携施設及びローテーションの設定が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 臨床検査を除く 18 診療科において、医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれていること、また、各診療科において、ほぼ全ての圏域に連携施設が含まれていることから、偏在対策に資するものといえる。

(2) プログラムの採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 募集定員は複数の診療科で増減しているが、県全体の定員は令和 5 年度から 8 名増となっている。それにより、各圏域の連携施設への配置が見込まれることから県の偏在対策に配慮されたものであるといえる。

(3) プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 前年度 (令和 5 年度) からプログラムの増減はないため、地域の医療提供体制に影響はない。

(4) 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 本県においては、臨床検査を除く 18 診療科において医師少数スポットに所在する医療機関が連携施設に含まれており、地域枠等の従事要件を満たすための勤務が可能となるよう配慮している。

(5) その他の意見

(回答案：意見なし)

4 各診療領域のプログラムに共通する意見

(1) 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、県内に複数の基幹施設が置かれていること。

(回答案)

今後も、指導医の不足等により、プログラムを維持できない医療機関が生じた場合であっても、地域医療対策協議会等で議論し、各医療機関の連携により対応していくこととするので、国には柔軟な対応を求めたい。

⇒ (理由) 内科(15)、小児科(3)、外科(2)、整形外科(5)、産婦人科(2)及び麻酔科(3)は複数の基幹施設がおかれているが、精神科については、広島大学病院のみとなっている。しかしながら、広島大学病院は県内 25 施設と連携してプログラムを実施しており、地域医療体制確保に問題はない。

(2) 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること。

(回答案：意見なし)

⇒ (理由) 診療科別の定員配置について、令和5年度から8名増となっており、適切である。

(3) その他の意見

(回答案)

- ・ 当該意見照会に係る各県からの要望等を踏まえ、国及び日本専門医機構がどのように対応したのか、明らかにすること。
- ・ コロナウイルスの影響により、解剖の症例が減少するなど、例年通りの症例を経験することが困難となる事例も生じていることから、コロナウイルスの影響を理由として受験資格取得要件を満たせない事例等については、柔軟に対応すること。

5 前項目「3」「4」の回答内容について、日本専門医機構及び関係基本領域学会への提供の希望の有無

(回答案)

提供することについて、希望する。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師の専門研修に関する協議について

令和 5 年 6 月 22 日に開催された医道審議会医師分科会医師専門研修部会（以下「医師専門研修部会」という。）において、一般社団法人日本専門医機構から 2024 年度専攻医シーリング案が提示されたところです。

つきましては、2024 年度専攻医シーリング案について関係都道府県に協議しますので、意見を述べるときは、下記方針に沿って、令和 5 年 8 月 18 日までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、2024 年度専攻医シーリング案については、医師専門研修部会（令和 5 年 6 月 22 日）資料 1 及び 3 を御参照ください(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33773.html)。

記

1. 協議方法等

(1) 日本専門医機構及び基本領域学会から国及び都道府県への情報提供

① 日本専門医機構及び基本領域学会は、下記ア～エを策定又は変更しようとするときは、国に対して策定又は変更に係る情報を提供することとする。

ア. 専門医制度整備指針

イ. 専門医制度整備指針運用細則

ウ. プログラム整備基準

エ. ウに基づき作成する領域別研修プログラム

② 日本専門医機構及び基本領域学会は、都道府県に対して、個別の研修プログラムの内容（ローテーション、専攻医採用人数、指導医数等）について情報を提供すること。

(2) 国から都道府県への協議

国は、協議方法や確認事項を明示した上で都道府県への協議を行う。

(3) 都道府県から国への意見

都道府県は、2. のとおり確認し、医療提供体制の確保の観点から改善を求める意見がある場合、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、別紙 1 の様式により厚

生労働省に提出すること。

なお、個別のプログラムの内容について意見がある場合や、診療領域に対する意見がある場合も、同様に別紙2及び3の様式により厚生労働省に提出すること。

提出先：厚生労働省医政局医事課 ishi-kensyu@mhlw.go.jp

提出期限：令和5年8月18日（金）17時

(4) 国から日本専門医機構及び基本領域学会への意見

上記(3)により提出された都道府県の意見を国において集約し、必要に応じ、医師専門研修部会に諮った上で、日本専門医機構及び基本領域学会へ意見を提出すること。

2. 都道府県での確認事項について

都道府県は、日本専門医機構及び基本領域学会から提出された情報について、次の事項を確認する。

(1) 国から都道府県への協議について

日本専門医機構が提示した2024年度専攻医シーリング案の、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に対する影響について。(別紙1)

(2) 専門研修プログラムについて

① 個別のプログラムの内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。(別紙2)

- ・ プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること。
- ・ プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと。
- ・ 特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

② 各診療領域のプログラムに共通する内容については、例えば、以下の条件を満たし、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。(別紙3)

- ・ 内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。
- ・ 診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

以上

国から都道府県への協議に関する意見

都道府県名： _____

1. 令和6（2024）年度シーリング案に関する意見

--

2. 令和7（2025）年度以降に向けて検討中の子育て支援加算に関する意見

--

3. その他の意見

--

個別のプログラムに関する意見

都道府県名： _____

基幹施設名： _____

診療科領域名： _____

プログラム名： _____

1. プログラムの連携施設及びローテーションの設定に関する意見

2. プログラムの採用人数に関する意見

3. プログラムの廃止に関する意見（該当する場合のみ）

4. 地域枠医師等への配慮に関する意見

5. その他の意見

※ 本別紙2の内容の日本専門医機構及び関係基本領域学会への提供希望
希望する ・ 希望しない

各診療領域のプログラムに共通する意見

都道府県名： _____

診療科領域名： _____

1. 複数の基幹施設設置に関する意見（内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科のみ）

2. 診療科別の定員配置に関する意見

3. その他の意見

※ 本別紙3の内容の日本専門医機構及び関係基本領域学会への提供希望
希望する ・ 希望しない